

## 「～と」条件文と「は」の談話機能について

長 友 和 彦

### はじめに

本稿では、文文法の枠組みの中で一般的に非文法的 (ungrammatical) な不適格文とされる次のような文が、原則として、文文法の判断の対象とはなり得ないこと、さらに、談話的コンテキスト (discourse context) の中では許容文 (acceptable sentence) となり得る事実を指摘し、許容文となり得るその条件を考えてみたい。(本稿では、文文法上の正しい文、談話文法上の正しい文を、それぞれ「適格文」、「許容文」として区別して呼ぶことにする。)

(1) \*太郎は帰ってくると、花子はすぐに食事の準備に取りかかった。

このような文をここでは「～と」条件文と呼び、接続助詞「と」が受ける前半の文を前件の文、それに続く後半の文を後件の文と呼ぶことにする。(前件、後件という呼び方については、寺村(1981)を参照)

この「～と」条件文が文法的 (grammatical) な適格文として成立するためには、いくつかの制約があるとされている。例えば、(1)の文のように、前件の文の主語と後件の文の主語が違う場合、前件の文の主語は係助詞の「は」は取り得ず、次のように格助詞の「が」しか取らない。

(2) 太郎が帰って来ると、花子はすぐに食事の準備に取りかかった。

一方、前件・後件双方の文の主語が同じ場合、(3)のように、主語は係助詞の「は」を取り、一つに統一される。(4)のように、格助詞の「が」だと、後件の文の「食事の準備に取りかかった」人物は誰なのか定かではなくなり、文全体が未完成の文であるという印象を拭いきれない。

(3) 太郎は帰って来ると、すぐに食事の準備に取りかかった。

(4)? 太郎が帰って来ると、すぐに食事の準備に取りかかった。

その他、この「～と」条件文にはさまざまな制約が課せられているが(詳しくは三

上(1970)、豊田(1977, 1979)、寺村(1981)を参照)、ここでは、前件と後件の文の主語が違う(1)あるいは(2)に相当する文に焦点を絞って論を進めていくことにする。(1)、(2)のような文では、後件の文の主語の取る助詞は「は」でも「が」でもよく、問題として取り上げる理由はないので、ここでは、特に、前件の文の主語の取る助詞の問題だけを取り上げることになる。

## 「～と」条件文

川端康成著「雪国」(新潮文庫・1947年)の冒頭部分(8番目の文)に次のような「～と」条件文がある。

- (5) もうそんな寒さかと島村は外を眺めると、鉄道の官舎らしいバラックが山裾に寒々と散らばっているだけで、雪の色はそこまで行かぬうちに闇に吞まれていた。

(下線は筆者による。)

この「～と」条件文は、前件の文の主語(「島村」)と後件の文の主語(「バラック」)が違っており、前件の文の主語に係助詞の「は」が付いているという点で(1)の文に対応する文である。つまり、文文法の枠組みの中では不適格文と判断される類の文である。確かに、(1)のような例文と不適格文としてのその文法的判断を根拠に、(5)の文を不適格文とする立場はあり得るであろう。それは、川端康成氏が文法的判断を見誤ったとする見方であり、必然的に、この係助詞は格助詞の「が」にすべきだとする考え方である。この考え方は、この文と(1)のような文をそれだけ取り出し、比較対照させて考えた場合、それなりに説得力を持っている。

しかし、目を転じて、談話というレベルでこの文を捉え直した場合、不適格文であるという判断とその主張をどこまで貫き通せるか疑問である。不適格文として排除しないで、なぜこのような文が出てきたのかを談話の流れの中で捉え直し、そこに何らかの談話文法上の真理を見いだそうとする見方もあり得るのではないか。本稿ではその可能性を探ることにする。

論を進める前に、(5)の文の前件の主語に関して、一般的に日本人は格助詞の「が」を選択するのか、あるいは係助詞の「は」を選択するのか、ということ調査した結果があるので、ここでそれを見てみたい。

## 「～と」条件文の「が」／「は」選択に関する調査

「雪国」の冒頭部分、「国境の長いトンネルを抜けると雪国であった。」から「そのような、やがて雪に埋もれる鉄道信号所に、葉子という娘の弟がこの冬から勤めているのだと分ると、島村は一層彼女に興味を強めた。」までの文章で使われている26の「が」／「は」をすべて空欄にし、中学生男女128人、成人男女101人に直観的判断で自由に「が」か「は」を入れてもらった。ここでは、(5)の前件の文の主語「島村は」の部分に関する調査結果についてのみ言及するが、その結果は次の通りである。(全体的な調査結果については、長友(1990)を参照されたい。)

(6)

	「が」		「は」	
	人数	%	人数	%
中学生 (128人)	76	59	52	41
成人 (101人)	53	52	48	48
全体 (229人)	129	56	100	44

中学生男女・成人男女とも、「が」か「は」かの選択は大きく揺れているが、双方とも「が」の選択(中学生59%・成人52%・全体56%)の方が優勢だという点では同じ傾向を示している。しかし、中学生の場合41%、成人の場合48%、全体で44%の者が「は」を選択したという事実も注目に値する。「が」が適格であるならば、「は」も適格である(即ち、談話上許容できる)と言わざるを得ない。全体的に、44%の者が「は」を選択したということは、(1)を不適格文と捉える文文法にこだわらずに、他の判断基準(ここで言う談話文法)に依拠して、「は」を選択したことを示唆していると言えよう。

それでは、「は」に関するどのような文法性がこの文を許容文にしたのであろうか。この「は」の選択が文文法の制約にこだわらないということは、換言すれば、「は」の機能に文文法、あるいは、文という単位を越える機能があることを意味している。つまり、「は」には文文法を越える談話文法の機能が本来備わっていることになる。

### 「は」の談話的機能

この「は」の機能を考察する上で参考になる文献に柴谷(1989)がある。氏は、次のように各助詞の「が」文と係助詞の「は」文の違いを図示し、「が」が「が」の付いた名詞句(即ち、「雪」)と述語(即ち、「白い」)をそのまま結び付けるのに対し

て、「は」には「は」の付いた名詞句を、「が」文のような述語との直結関係から一旦分離し、それを強調する形で述語と結び付けていく機能があると論じる。例えば、(3)の文で「太郎」が前件の文の主語としてだけでなく、後件の文の主語としても自然に解釈されるのは、「太郎は」の「は」に前件の文から「太郎」を分離し、前件の文の述語とだけでなく、後件の文の述語とも結び付ける機能があるからである。氏はさらに、いわゆる談話におけるコンテキストの結束性 (cohesion) に「は」文が寄与するもの、この「は」の機能によると論述する。(詳しくは柴谷(1989:100)を参照)

(7) a. 判断の対象としての事象

雪 白 い

b. 題目の分離

雪 <sub>i</sub> は X<sub>i</sub> 白 い

c. 題目構文

雪 は 白 い

しかし、柴谷は、この「分離」という「は」の機能に関して、それが「は」の持っている文法機能であるとしか述べない。そして、それが談話においてはコンテキストの結束性ということに寄与すると述べるだけである。「は」が本来備えている機能は文法機能なのか、談話文法機能なのか、それとも両方なのかというようなことに関しては、何ら明言していない。

「は」の「分離」という機能に関して、それは、「は」の付いた名詞句を文という単位から分離する「は」本来の談話機能であると私は考える。既述したように、「は」には文という単位の文法を越える機能があり、「は」文の文法性の判断は原則的に談話文法に委ねられるべきであると考えられる。

しかし、このことは、文文法と談話文法の諸規則が矛盾してもよいということの意味するのではない。文文法は文の成立に関する事柄を扱い、談話文法は文と文との関係の成立に関する事柄を扱う。談話文法は文が文として成立しているという前提に立っており、文が文として成立していない(即ち、不適格文である)のに、談話が成立するということは、談話が(複数の)文によって成立するという原則に反することになり、あり得ない。従って、文文法と談話文法の諸規則は矛盾したり、対立してはならない。つまり、文文法で不適格文と判断されたものが、談話文法で許容文になるということは、本来あってはならないことなのである。(逆に、文文法上適格文であっても、談話文法上許容できないということは、当然、あり得る。例えば、ある談話において、「これは本だ。」とすべきところを、「これが本だ。」とした場合、それは

文文法上適格文であるが、談話文法上は許容できない文であるということになる。しかし、このことに関しては、ここで論じようとしていることとは直接関係ないので、これ以上論究しない。)

本稿では最初に、(1)の文に関して、これは文文法上は不適格文であるが、談話文法上は許容文であるという判断を示したが、この判断の仕方は間違っていたことになる。(1)や(3)のような「は」文の場合、その文は、「は」の機能によって文のレベルから談話レベルに持ち上げられるので、その文法性の判断は談話文法に委ねられることになる。つまり、(1)や(3)のような「は」文は、それが文文法上適格であるか、不適格であるかという文文法的判断には、元来なじまないのである。

談話上許容できるかどうかということを決定付けるのは、当然ながら、談話のコンテキストであり、そのコンテキストの制約に関わる談話文法である。従って、(1)の文は、必然的に、文文法上の判断にはなじまないが、談話文法上の判断を下す場合でもそれだけ取り出して判断するのではなく、その談話的コンテキストを考慮して判断を下さなくてはならない。そうしないと、この文の場合、「島村」が文から飛び出して宙に浮いたままの状態になり、コンテキストとの関わりにおける談話文法上の明確な判断は下せなくなる。

(1)の文の前後のコンテキストは次のようになっている。

(8) ……向こう側の座席から娘が立ってきて、島村の前のガラス窓を落した。

雪の冷気が流れ込んだ。娘は窓いっぱいになり出して、遠くへ叫ぶように、「駅長さあん、駅長さあん。」

明りをさげてゆっくり雪を踏んで来た男は、襟巻で鼻の上まで包み、耳に帽子の毛皮を垂れていた。

もうそんな寒さかと島村は外を眺めると、鉄道の官舎らしいバラックが山裾に寒々と散らばっているだけで、雪の色はそこまで行かぬ内に闇に吞まれていた。

「駅長さん、私です、御機嫌よろしゅうございます。」……………

(下線は筆者)

このコンテキストによって明らかになることは、文という単位を越えた「島村」は宙に浮いて孤立するのではなく、「……島村の前のガラス窓を……」の文の「島村」と結び付いているということである。この2つの「島村」が結び付くことによって、「島村」の行為や状況に関する談話的結束性が生まれると共に、その結束性が保たれることになる。「は」の付加によって談話機能を帯びた名詞句(「島村」)は、必然的に談話の中の他の要素(ここでは、もう一つの「島村」)との何らか結び付きを求

めることになり、その結び付きが成立することによってはじめて、その「は」文は許容文として確立するのである。

このように、「は」文は文文法上の判断の対象とはなり得ず、談話文法の対象として、談話的コンテクストの中でしかその許容性云々が判断できないということが明らかになったと言えよう。

以上、「雪国」における一つの「～と」条件文を取り上げ、係助詞「は」本来の談話機能について検討してきたが、ここで述べた仮説を立証するような現象が自動詞可能文に観察されるので、その例を次に見てみよう。

### 自動詞可能文

与格主語自動詞可能文に関して、長友(1986)はその文法性(あるいは、許容性)が次のように変化することを統計的事実と理論の両面から明らかにした。

(9) \*太郎に 住める

(10) ?太郎には 住める

(11) A: こんな田舎には住めないって花子は言ってたけど、太郎はどうなんだろうね。

B: ああ、あいつには住めるよ、こんな田舎でも。元々田舎育ちなんだから。

長友(1986)において詳しく述べたが、Kuno(1973), Shibatani(1977), Kuroda(1978)らはそれぞれの観点から、(9)や(10)のような文を非文(=不適格文)とした。その理由は、文(文法)には、格助詞「が」のついた主格(あるいは、主語)名詞句保持の原則があり、その原則に(9)や(10)がもとのからというものであった。これらの言語学者は、(9)も(10)も文文法の枠組みの中で捉え、(9)と(10)の構造上の違いや適格度(あるいは、許容度)の違いについては特に言及しなかった。

(9)~(11)の自動詞可能文について、「～と」条件文との関連で既述した原則に基づいて論述すると、次のようになる。

(9)は文文法上の判断の対象となる文であり、例えば、柴谷(1978)が述べた主格保持の原則に基づいて、不適格文と判断され得る。しかし、(10)・(11)の場合、係助詞「は」の談話機能によって「太郎に」・「あいつに」が文の単位を越え、必然的に談話に組み込まれるので、これらの「は」文は、文文法上の判断の対象とはなり得ず、談話文法上の判断の対象となる。談話文法上の判断は、断話的コンテクストの中においてのみ可能となるが、(10)にはそのコンテクストがないので、談話上許容できるかどうかと

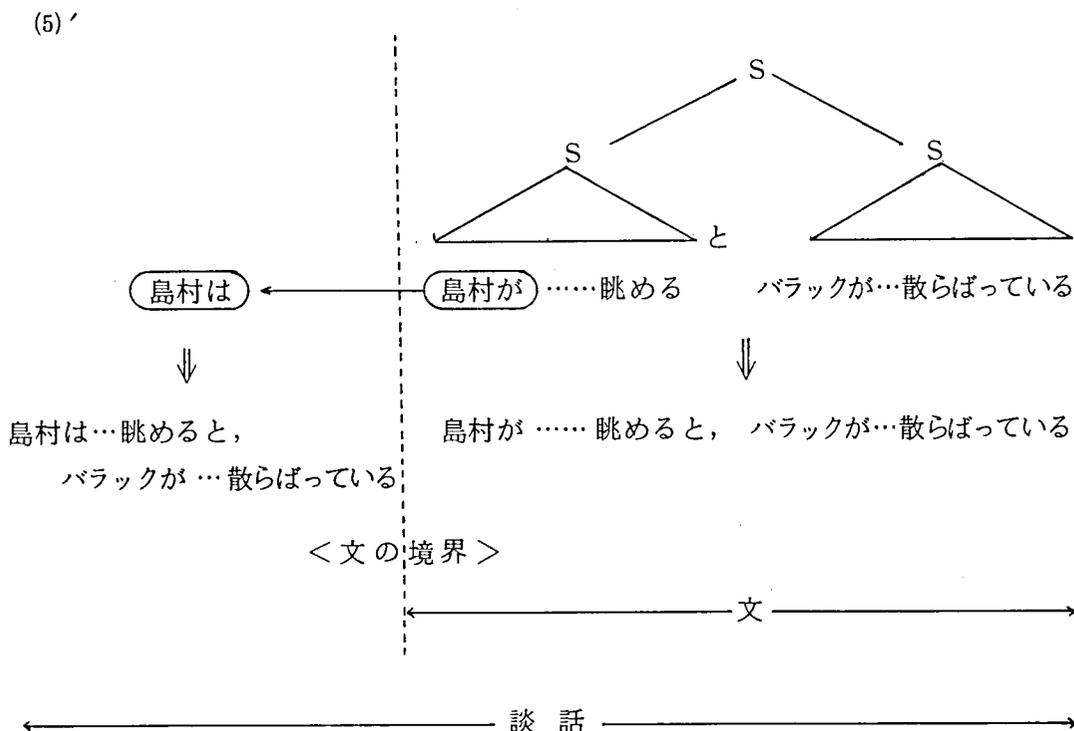
いう明確な判断はできない。従って、この文の許容性の判断は疑問(「?」)に付されたままとなる。一方、(11)の場合、談話文法上の判断を下せるコンテキストがあり、そのコンテキストの中で、「あいつ」と「太郎」、そしてそれと対照的な「花子」とが結び付き、いわゆる談話上の結束性が成立する。こうして、「は」の談話機能とこの「は」文の意味が確立するので、この文は許容文と判断される。

このように、既述した係助詞「は」に関する原則は、(9)~(11)の理路整然とした説明を可能にする。このことは、逆に、その原則の普遍的有効性を立証しているとも言えよう。

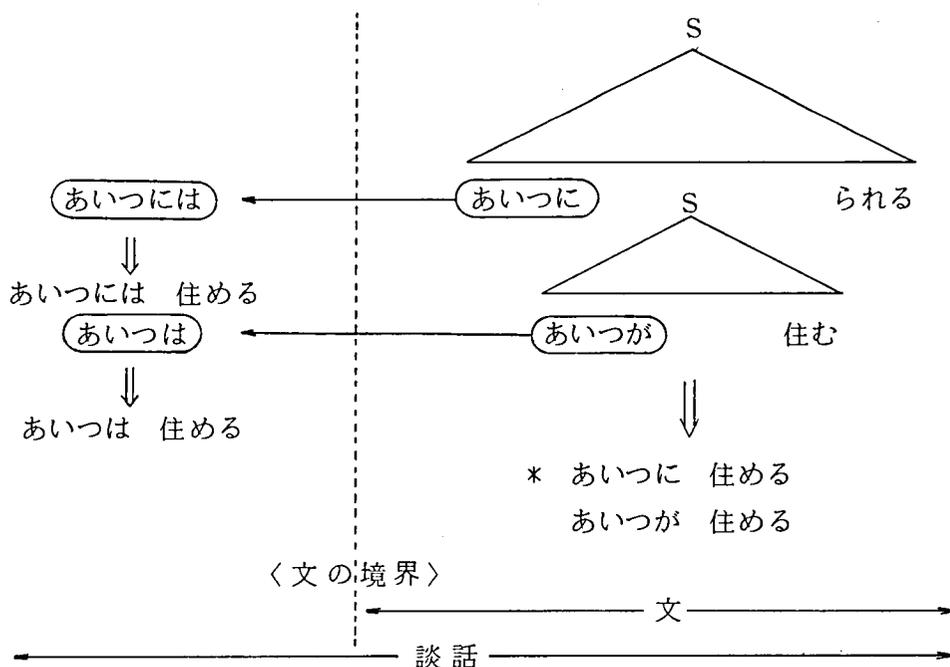
次に、(5)や(11)のような「は」文がどのような構造をしているのか、これまでの議論から最も妥当と思われる構造を提示してみたい。

### 「は」文の構造

ここでは、(5)と(11)の「は」文に焦点を絞り、係助詞「は」の機能に関する柴谷(1989)の考え方を取り入れて、その構造として次のようなものを提示したい。



(11)'



(5)' の場合、「島村が」に「は」が付加されずに、「島村が」がそのまま残ると、(2)の文と同じ様な「島村が……眺めると、……バラックが……散らばっている」という文が派生する。「は」が付加されると、図示したように「島村が」が文の境界を越えて「島村が+は=島村は」となり、(5)の談話文が派生する。

(11)' の場合、「は」が付加されずに、「あいつに」と「あいつが」がそのまま残ると、「\*あいつに 住める」(9)と同類の文)という文か「あいつが 住める」という文が派生され得るが、上で述べたように、「\*あいつに 住める」という文は主格名詞句保持という文法原則に反するので、不適格文として除外されることになる。一方、「は」が「あいつに」に付加されると、「あいつに」は文の境界を越え、「あいつには 住める」(11)と同じ文)という文が派生されるが、「あいつが」に付加されると、今度は「あいつが」が文の境界を越えて「あいつが+は=あいつは」となり「あいつは 住める」というもう一つの談話文が派生される。実際にどちらの文が談話に現れるかについては、「は」を「あいつに」と「あいつが」のどちらに付加するかという選択の段階で決定されるように思われる。

このように、ここで提示した構造によって、これまで検討してきた全ての適格文と不適格分、あるいは、許容文とそうでない文の説明が可能となるので、この構造は妥当なものと言えよう。この構造は、係助詞「は」は文という単位を越える談話機能を本来備えたものであるという本稿の主張に沿って想定したものであるから、これによって、本稿の主張はさらに説得力を持ったものになったと言えよう。

本稿では、まず、「～と」条件文に関して、文文法上一見不適格文と思われるものでも、談話文法上許容できる事実を、「雪国」の文章と調査による統計的事実によって指摘した。そして、許容文となる条件は、係助詞「は」に本来備わっている談話機能の原則によって、「は」名詞句が文という単位を越えて、談話的コンテキストに組み込まれているということであることを示した。つまり、「は」文は文文法上の判断の対象とはなり得ず、談話的コンテキストにおける談話文法の判断の対象にしかならないことを明らかにした。

次に、この「は」の談話機能と「は」文に関する原則は、与格主語自動詞可能文に見られる「～と」条件文と同じ様な現象の説明を可能にすることを示した。

最後に、この原則に基づいて、「～と」条件文と与格主語自動詞可能文の「は」文が派生される構造を提示し、それが妥当なものであることを明らかにした。

#### 参考文献

- Kuno, S. 1973. The Structure of the Japanese Language. MIT Press.
- Kuroda, S.-Y. 1978. "Case Marking, Canonical Sentence Patterns, and Counter Equi in Japanese." In Hinds and Howard (eds.) Problems in Japanese and Semantics. Kaitakusha.
- Shibatani, M. 1977. "Grammatical Relations and Surface Cases." Language 53: 789-809.
- 柴谷方良 (1989) 「言語類型論」『英語学体系第6巻・英語学の関連分野』大修館
- 寺村秀夫 (1981) 『日本語の文法(下)』 国立国語研究所
- 豊田豊子 (1977) 「「と」と「とき」」『日本語教育・33号』 日本語教育学会
- 〃 (1979) 「発見の「と」」『日本語教育・36号』 日本語教育学会
- 長友和彦 (1986) 「文文法と談話文法—与格主語可能文を中心に—」『白馬夏季言語学会論文集』 白馬夏季言語学会
- 〃 (1990) 「「が」・「は」の揺れと既出名詞句に付く「が」」『言語習得及び異文化適応の理論的・実践的研究(3)』 広島大学教育学部
- 三上 章 (1970) 『文法小論集』 くろしお出版

#### 参考資料

- 川端康成 (1947) 『雪国』 新潮文庫